

新型コロナウイルス感染症 について

新型コロナウイルスが猛威を振るっておりますが、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず、外出される場合にはマスクを着用していただくよう、お願いします。

集団感染の共通点は、特に、「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」等にご相談ください。

① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)

② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※高齢者や基礎疾患等のある方、妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合



詳しくは厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)を参照ください。

「健康保険適用除外承認申請」 について

年金事務所での申請の取り扱いが大変厳しく、申請が認められないケースが多発しています!

「健康保険適用除外承認申請書」の申請につきましては、適用除外を受けようとする日より14日以内の手続きが必要です。

この14日を経過すると申請を受け付けないケースが発生し、強制的に社会保険に加入となってしまいますのでご注意ください。

ただし、書類の郵送や税理士法人登記等に日数がかかる等「理由書」の提出で認められる場合があります。所轄の年金事務所にてご確認をお願いいたします。

※適用除外とは

健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に使用される被保険者のうち、国民健康保険組合の組合員が健康保険の保険者の承認を得ることにより適用が除外され、厚生年金保険のみ被保険者となること。(健康保険法第3条)

*適用事業所…法人である事業所及び任意適用を受けている個人事務所